

令和3年4月12日決定

令和3年4月28日変更

令和3年5月9日変更

対象事業者の皆様（飲食事業者を除く）

沖縄県新型コロナウイルス対策本部

本部長 玉城 康裕

新型コロナウイルス感染症「まん延防止等重点措置」に係る施設への
要請及び協力依頼について

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただき感謝申し上げます。

「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針に基づき、施設の使用について御協力をお願いしているところですが、「まん延防止等重点措置」の国の基本的対処方針の変更に伴い、沖縄県対処方針を変更し下記のとおり要請及び協力を依頼いたします。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 実施期間 令和3年5月14日（金）～5月31日（月）
- 2 対象施設（新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条第1項に規定する施設のうち以下の施設） 詳細は別紙のとおり
 - (1) イベント関連施設等
 - ・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - ・ 集会場又は公会堂
 - ・ 展示場、貸会議室
 - ・ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
 - (2) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設又はイベントを開催する場合がある施設
 - ・ 運動施設、遊技場
 - ・ 博物館、美術館
 - ・ 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く、又ネットカフェ、漫画喫茶等夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外）
 - ・ 生活必需物資を除く物品販売業を営む店舗
 - ・ 生活必需サービスを除くサービス業を営む店舗

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請【措置区域】

① 2の対象施設のうち床面積1,000㎡超の施設に対し営業時間短縮要請

2(1)の施設：午前5時から午後9時までの営業時間短縮要請（飲食の提供は午後8時までとする）

※イベント開催以外は午後8時まで（映画館の上映時間は午後9時まで）

2(2)の施設：午前5時から午後8時までの営業時間短縮要請

② 入場者の整理誘導を行い、施設内外での混雑を抑制するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知すること

③ 対象施設において、イベント実施にあたっては沖縄県イベント等実施ガイドラインを遵守し、人数上限5,000人、かつ収容定員大声無し100%以内、大声有り50%以内とすること

※まん延防止等重点措置の「措置区域」：那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、宮古島市、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、石垣市）

4 沖縄県内の対象施設に対する協力依頼（法によらない働きかけ）

①営業時間短縮の働きかけ

2(1)の施設：午前5時から午後9時までの営業時間短縮（飲食の提供は午後8時までとする）※イベント開催以外は午後8時まで（映画館の上映時間は午後9時まで）

2(2)の施設：午前5時から午後8時までの営業時間短縮

② 入場者の整理誘導を行い、施設内外での混雑を抑制するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知すること

③ 対象施設において、イベント実施にあたっては沖縄県イベント等実施ガイドラインを遵守し、人数上限5,000人、かつ収容定員大声無し100%以内、大声有り50%以内とすること

問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症等対策

本部総括情報部感染症対策課

Tel 098-866-2014

FAX 098-861-2888